



厚生労働省佐賀労働局発表
平成27年2月18日

【照会先】

佐賀労働局 労働基準部 健康安全課
課長 糸山 喜勝
安全専門官 峰 正人
電話 0952(32)7176(直通)

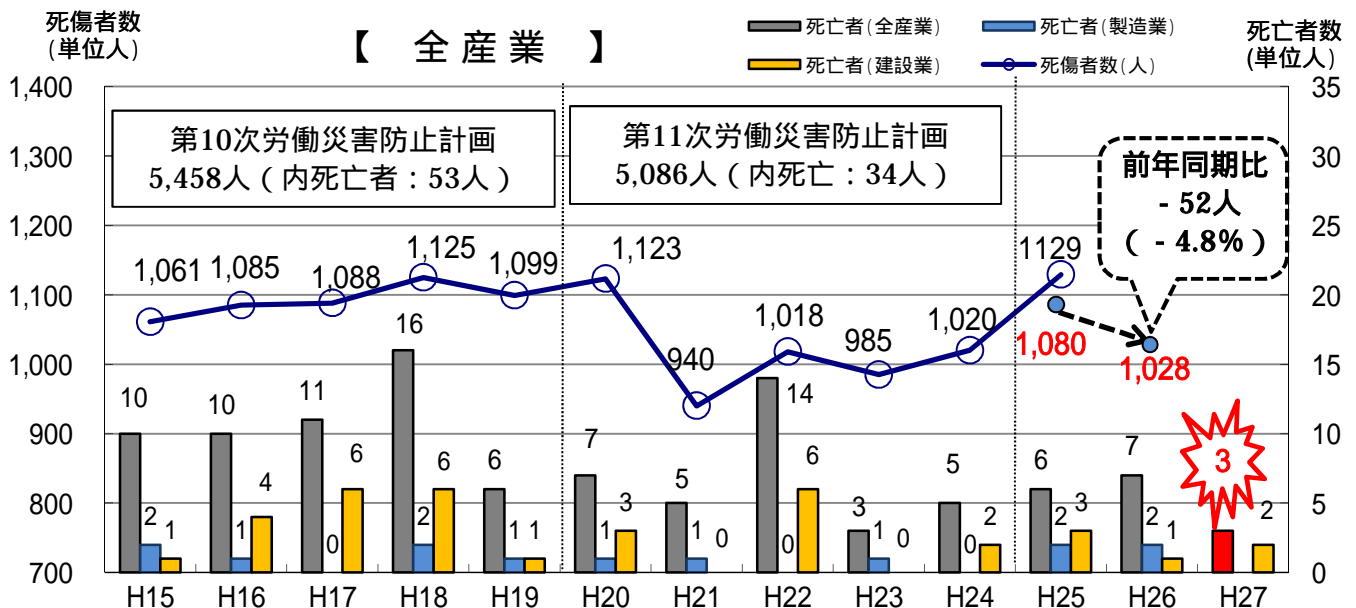
死亡労働災害多発警報を発令！

…… 本年2月で既に3件の死亡災害発生……

佐賀労働局(局長 田窪文明)管内では、本年1月に入り建設工事現場で立て続けに2件の死亡災害が発生したことから、1月30日に建設工事関係者に対し文書要請を行いました。2月に入り新聞配達途中での交通事故による死亡災害が発生したことから、「死亡労働災害多発警報」を発令し、事業者団体(18団体)に対し、佐賀労働局労働基準部長名による文書要請(2月17日付け)を行いました(別添参照)。

交通事故による死亡災害は、過去5年間において死亡労働災害全体の約3割を占めており、全ての業種で起こり得るものであり、また今年に入り既に3件の死亡災害が発生したことから、佐賀労働局では、全ての事業場で交通事故防止等の労働災害防止に取り組んでもらうよう死亡災害多発警報を出し注意喚起を図ることとしました。

佐賀県内における労働災害の推移(平成15年～平成27年)



資料:労働者死傷病報告(休業4日以上)による。なお、平成25年と平成26年の赤字は2月集計速報値。

別添資料:「死亡労働災害多発警報」緊急要請文、要請団体名、佐賀県における死亡労働災害の概要、交通労働災害防止のためのガイドライン等、多発傾向にある交通事故事例

佐労発基 0217 第 1 号
平成 27 年 2 月 17 日

別紙の事業者団体 殿

佐賀労働局労働基準部長

死亡労働災害多発警報（本年 2 月で既に 3 件発生！）
～ 交通死亡災害に注意！ ～

平素は、労働災害防止等をはじめ労働基準行政の運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今年に入り、県内で既に 3 件の死亡労働災害が発生しております。

うち 2 件は 1 月中に建設業で発生しましたが、さらに 2 月に入り、新聞配達途中の交通事故による死亡労働災害が発生しました。

交通事故による死亡労働災害は、死亡労働災害の約 3 割を占めており全ての業種で起こり得るものであり、また今年に入り既に 3 件の死亡労働災害が発生したことから、「交通労働災害防止のためのガイドライン」（別添）の周知啓発と、特に下記事項についての事業場の取組が重要と考えております。

つきましては、貴団体におかれても傘下の事業場に対する周知と啓発指導について、特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

- 1．経営トップによる交通事故防止等労働災害防止に向けた方針の表明
- 2．事業場全体での取組
 - ア 交通労働災害防止に関する管理者の配置
 - イ 交通労働災害防止委員会（又は協議会）の発足と定期開催
 - ウ 交通事故防止等の安全教育の実施

【参考資料】

- 労働災害発生状況（死亡災害概要等）
- 交通労働災害防止のためのガイドラインの概要
- 多発傾向にある交通事故事例

	機 関 名
1	佐賀県経営者協会
2	佐賀県中小企業団体中央会
3	一般社団法人 佐賀県労働基準協会
4	建設業労働災害防止協会 佐賀県支部
5	陸上貨物運送事業労働災害防止協会 佐賀県支部
6	林業・木材製造業労働災害防止協会 佐賀県支部
7	佐賀県石材工業協同組合
8	一般社団法人 日本ボイラ協会 佐賀支部
9	佐賀県建設労働組合連合会
10	佐賀県鳶土工工事業連合会
11	公益社団法人 建設荷役車輛安全技術協会 佐賀県支部
12	労働者健康福祉機構 佐賀産業保健推進連絡事務所
13	一般社団法人 佐賀県ビルメンテナンス協会
14	佐賀県社会福祉協議会
15	一般社団法人 佐賀県警備業協会
16	佐賀県商工会議所連合会
17	佐賀県商工会連合会
18	佐賀県電気工事業工業組合

佐賀県内における死亡労働災害の概要

【平成27年】

平成27年2月16日現在

番号	業種	管轄署	発生日	被災者	事故の型	起因物	発生状況
			時刻	年齢			
1	建設業	佐賀	H27.1.14	男	激突され	動力クレーン等	道路路肩に照明灯を設置する工事現場において、重量約1.84トンの荷を移動式クレーン（つり上げ荷重2.93トン）で荷卸し中、移動式クレーンが横転し、地上作業員が移動式クレーンとガードレールの間に挟まれた。（8日後に死亡。）
			10時頃	60歳代			
2	建設業	伊万里	H27.1.28	男	激突され	荷	ごみ処理施設建設工事現場において、台車に載せて運んできた制御盤（高さ約2.35m×幅約1.2m×奥行約0.8m、重量約350kg）を作業員4人で台車から降ろす作業中、制御盤が転倒してその下敷きとなった。
			14時頃	50歳代			
3	商業	伊万里	H27.2.12	男	交通事故	乗物	バイクで新聞配達途中、配達先の敷地から一般道路に出た際、直進してきた自動車と衝突した。（翌日死亡。）
			5時頃	60歳代			

表中の業種、業務上外等については、未確定のものも記載している。

【平成26年】

番号	業種	管轄署	発生日	被災者	事故の型	起因物	発生状況
			時刻	年齢			
1	建設業	伊万里	H26.2.24	男	激突され	動力クレーン等	クレーン塗装工事現場において、クレーンの塗装作業を行っていた被災者が、他の作業員が運転した当該クレーンに激突された。
			17時頃	40歳代			
2	運輸交通業	武雄	H26.4.26	男	はさまれ、巻き込まれ	動力運搬機	出張先の構内で、リーチ式フォークリフト（最大荷重1.1トン）を運転していたところ、構内に停めてあったトレーラーの架台にはさまれた。
			3時頃	50歳代			
3	商業	佐賀	H26.6.13	男	激突され	動力運搬機	出張先の構内で、フォークリフト（最大荷重4トン）の下部に入り点検作業中、他の者が当該点検中のフォークリフトを運転し轢かれた。
			13時頃	30歳代			
4	製造業	武雄	H26.8.9	男	激突され	一般動力機械	工場に設置している空気圧縮機の空気冷却用熱交換器の部品を取り替える作業中、熱交換器内に圧力が残っていたため、部品が飛び出すぎて被災者の顔面に当たった。
			9時頃	30歳代			
5	農林業	武雄	H26.9.12	男	激突され	立木等	樹高約16mのヒノキの伐倒作業において、チルホールと控用ワイヤーロープを用いて伐倒方向を調整しながら作業を行っていた。木が倒れきらず傾いた状態で静止したため、チルホール操作者（被災者）が根元付近まで近づいてその場で伐倒状況を見ていたところ、再び木が倒れ被災者の方向に幹が振れて腹部に激突した。
			9時頃	30歳代			
6	製造業	武雄	H26.11.5	男	激突され	金属加工用機械	旋盤に円筒状の金属材料（長さ約4.2m×直径約5cm）を取り付けて機械を運転したところ、加工物のプレを止めるために取り付けしていた当て板が外れ飛び、それと同時に旋盤から突出した加工物が折れ曲がって、近くにいた被災者に当たった。
			10時頃	20歳代			
7	その他の事業	佐賀	H26.12.1	男	交通事故	動力運搬機	道路補修工事前の測量作業を行っていた現場において、片側1車線道路のセンターライン上で交通誘導を行っていた被災者が正面から来たトラック（7トン車）にはねられた。
			10時頃	60歳代			

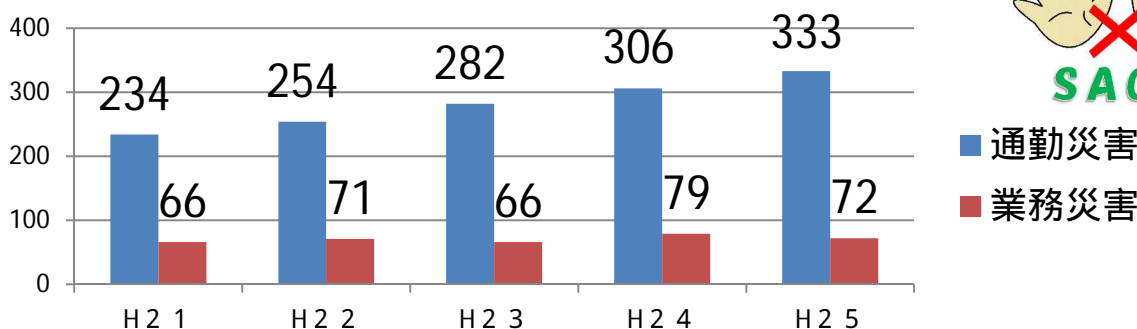
STOP！交通労災！！SAGA

交通労災発生状況

ストップ！労災！！



SAGA

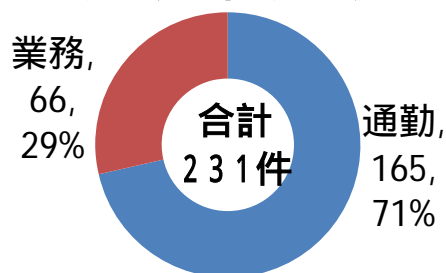


交通労災(通勤及び業務災害の合計)は近年急増傾向！
平成21年(300件)から平成25年(405件)と105件(35.0%)増加しています。

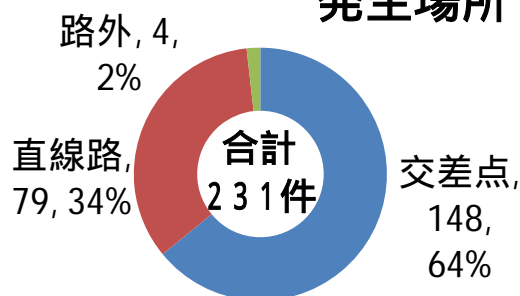
交通労災分析

平成23年度年から25年度までの第三者行為災害(損害賠償請求)事案で処理した交通事故231件を分析したものです。

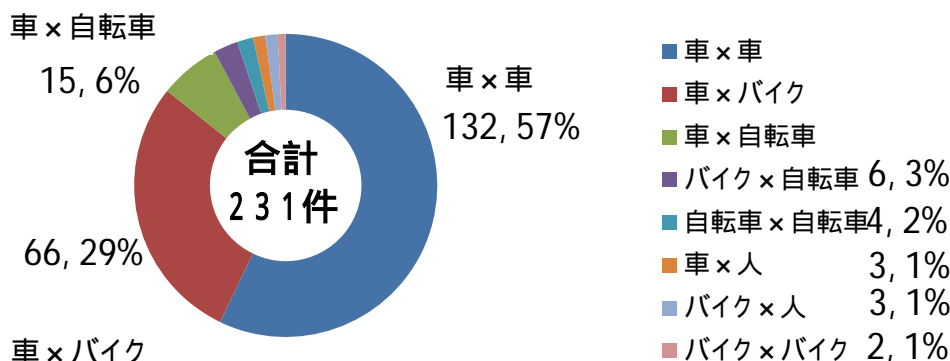
通勤・業務区分



発生場所



事故形態



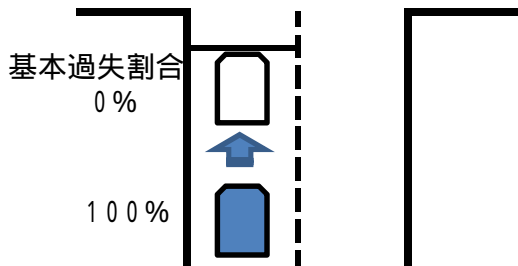
労働者災害補償保険法第12条の4に基づき、労災保険の給付の価額の限度において、政府が取得した損害賠償請求権を行使するために交通事故の詳細な調査を行い分析したデータです。交通事故の多発パターンTOP10を裏面に掲載しておりますので再発防止にご活用下さい。



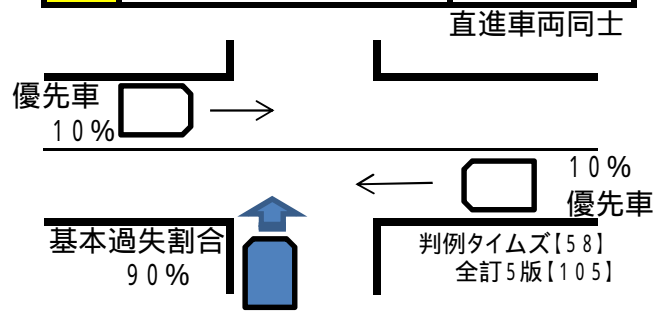
佐賀労働局・各労働基準監督署

交通労災多発パターン TOP10

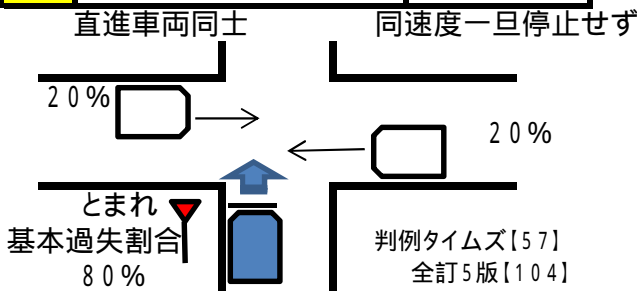
1 直進路 追突 27 件



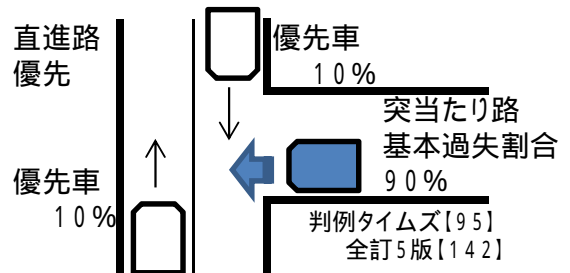
2 信号の無い十字路口 17 件



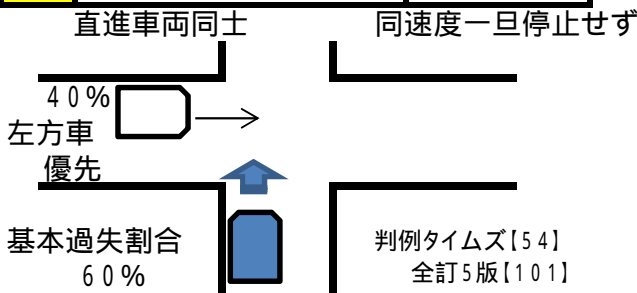
3 一旦停止のある十字路口 14 件



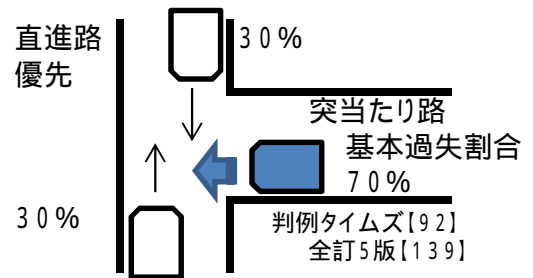
4 優先路 丁字路 10 件



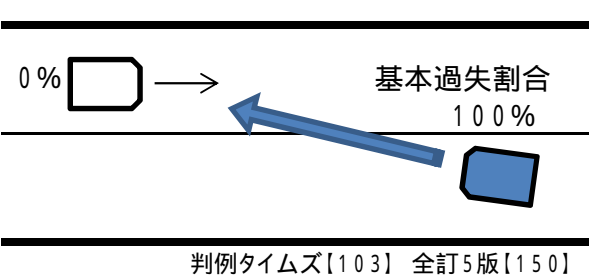
5 同幅員 十字路口 9 件



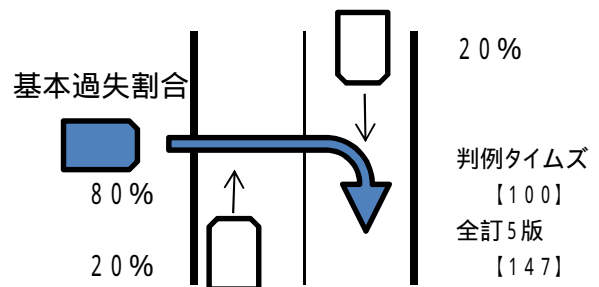
6 同幅員 丁字路 8 件



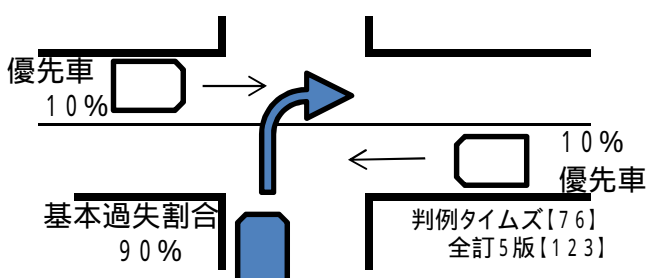
7 センターオーバー 6 件



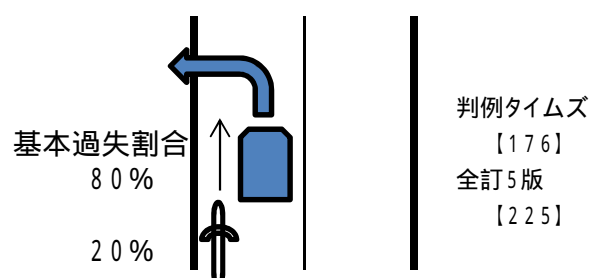
8 道路外出入車 6 件



9 右折車優先路進入 6 件



10 直進路での進路変更 5 件



ストップ・ザ・交通労働災害！

～ 労働死亡災害のトップは「交通事故」～



交通労働災害防止は、運転者個人の自覚が基本ですが、運転者への事故防止のための対策を講ずることは事業者の責務でもあります。労使一体となった交通労働災害防止対策を推進しましょう。

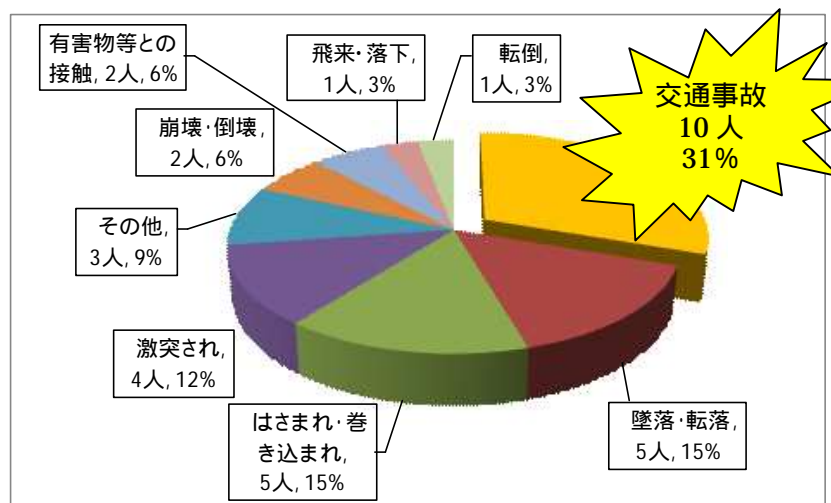
- 1 管理体制を整備して、会社ぐるみで取り組みましょう。
- 2 無理のない走行計画にしましょう。
- 3 雇入時教育は確実に、日常教育は運転記録等を活用して行いましょう。
- 4 健康診断を確実に実施しましょう。
- 5 荷主・元請事業者の皆さんも協働して取り組みましょう。

労働死亡災害の31%が、「交通事故」！

平成21年から平成25年までの5年間の県内の交通労働災害による死亡者数は、全産業の死亡災害の約3割を占めており死亡原因のトップとなっています。

交通労働災害をなくすため、「交通労働災害防止ガイドライン」で示した対策を講じ、プロドライバーとしての自覚を育てましょう。

過去5年間における労働死亡災害発生状況

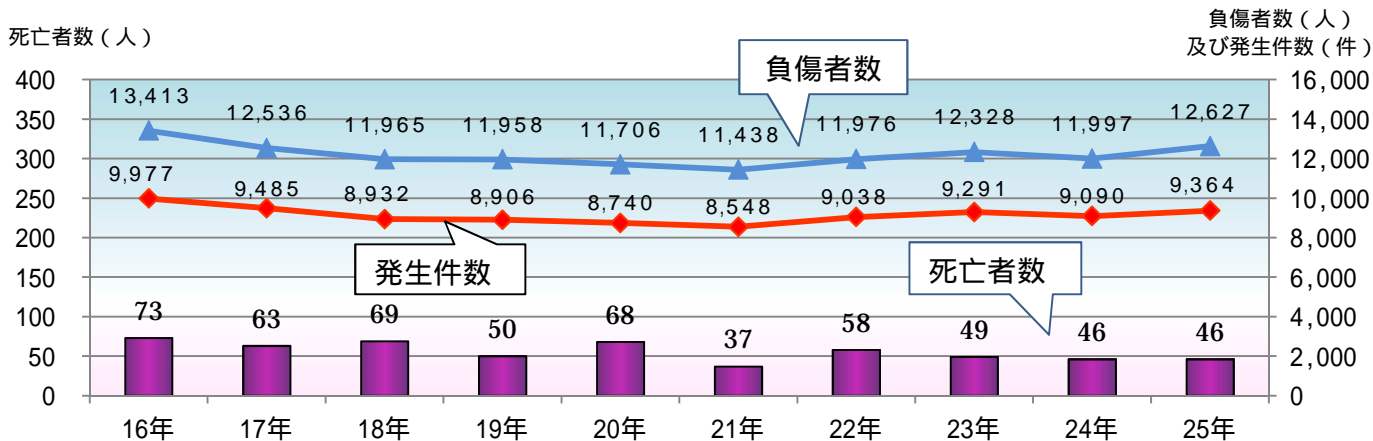


厚生労働省 佐賀労働局・各労働基準監督署

佐賀県における交通事故発生状況

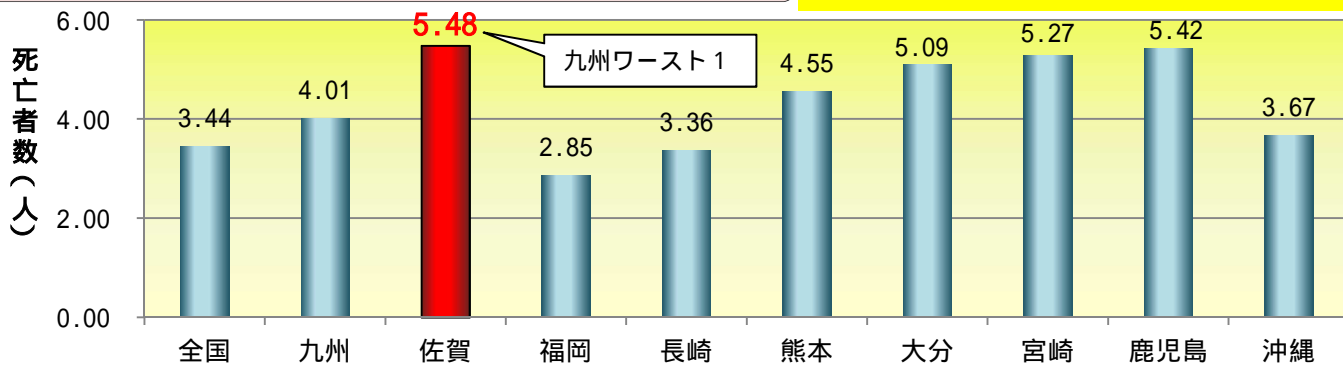
佐賀県の交通事故発生状況

平成 25 年は負傷者数、発生件数とも増加し、平成 26 年も増加傾向！



人口 10 万人当たりの交通事故による死亡者数(平成 25 年)

平成 26 年は 7 月末速報で、人口 10 万人当たりの死亡者数、負傷者数が全国ワースト 1

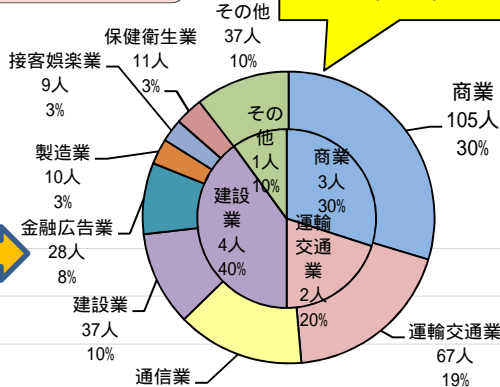
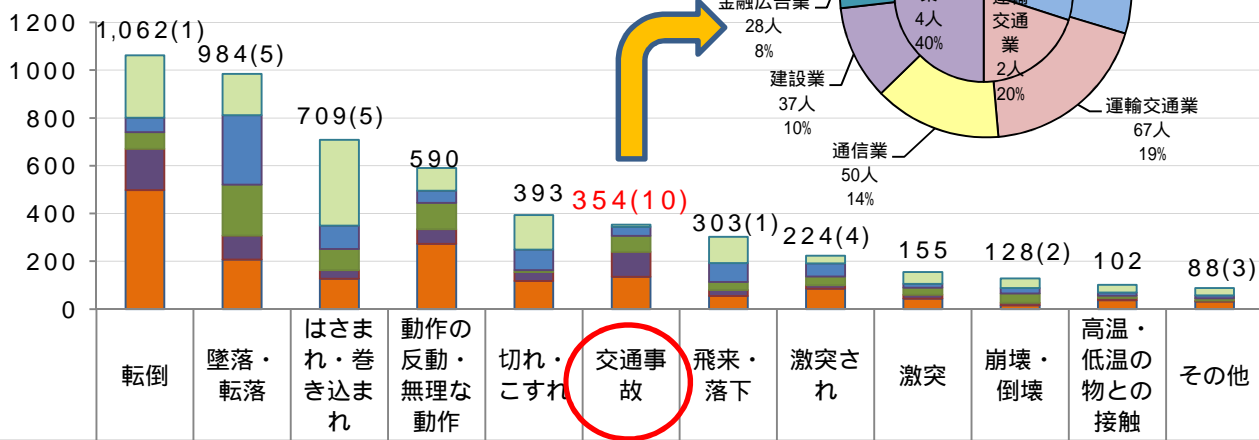


佐賀県の事故の型別・業種別の労働災害発生状況(平成 21 年~25 年)

死傷者数は、商業がワースト 1
死亡者数は、建設業がワースト 1

死傷者(外側)総数354人
死亡者(内側)総数10人

死傷者数(単位:人)
()内は死亡者数



業種	転倒	墜落・転落	はさまれ・巻き込まれ	動作の反動・無理な動作	切れ・こすれ	交通事故	飛来・落下	激突され	激突	崩壊・倒壊	高温・低温の物との接触	その他
製造業	261	172	359	95	144	10	111	33	49	40	33	31
建設業	60	291	98	51	86	37	79	55	17	22	13	12
運輸交通業	70	213	89	110	8	67	33	36	29	39	10	9
商業	173	100	36	61	38	105	25	14	16	11	9	4
その他	498	208	127	273	117	135	55	86	44	16	37	32

『交通労働災害防止のためのガイドライン』のポイント

～ 睡眠時間を確保した走行計画で交通労災ゼロへ ～ 佐賀労働局

本ガイドラインは、平成 20 年 4 月に改正され、「改善基準告示」等とあいまって交通労働災害防止を図るための指針となるものです。

交通労働災害防止のための管理体制等

安全に対する組織の関与が低い場合に発生しやすい。

交通労働災害防止のための安全衛生管理体制の確立

安全管理者、運行管理者、安全運転管理者等の交通労働災害防止に係る管理者を選任するとともに、その役割、責任及び権限を定めて、関係者に周知しましょう。

安全衛生方針の表明と目標の設定、P D C A サイクルによる安全衛生計画の実施

事業場全体の安全意識を高めるため、交通労働災害防止の観点を含めた「安全衛生方針」を表明し、具体的な「安全衛生目標」を設定して、関係者に周知しましょう。

安全衛生目標を達成するため、次に掲げる交通労働災害防止に関する事項を含めた「安全衛生計画」を作成 (Plan) するとともに、その計画を適切に実施 (Do)、評価 (Check)、改善 (Act) していきましょう。

- 適正な労働時間等の管理及び走行管理に関する事項
- 教育の実施等に関する事項
- 交通労働災害防止に対する意識の高揚等に関する事項
- 健康管理に関する事項

安全委員会等での調査審議

安全衛生委員会等で、交通労働災害の防止について話し合いましょう。

適正な労働時間等の管理と走行管理等

勤務間の休息時間が 8 時間未満、拘束時間が 13 時間超、運転業務時間が 9 時間以上の場合に発生しやすい。

睡眠時間の確保に配慮した適正な労働時間等の管理と走行管理の実施

疲労等による交通労働災害を防止するため、「改善基準告示」等を遵守し、適正な走行計画を作成するなどにより、運転者の十分な睡眠時間を確保しましょう。

また、高速乗合バス及び貸切バスの運転手の過労運転を防止するため、国土交通省が定めた交替運転者の配置基準を遵守しましょう。

適正な走行計画の作成と指示

走行計画に休憩時間の定めた場合には発生しにくくなる。

次に掲げる事項を記載した適正な走行計画を作成して、運転者に適切な指示を行いましょう。

- 走行の開始及び終了の地点及び日時
- 拘束時間・運転時間及び休憩時間
- 走行に際して注意を要する箇所の位置
- 荷役作業の内容及び所要時間
- 走行の経路・主な経過地における出発及び到着の日時の目安

普段の睡眠時間が 5 時間未満、勤務前 24 時間の総睡眠時間が 5 時間以下である場合は、発生しやすい。

睡眠時間の把握にも配慮した点呼等の実施、その結果に基づく措置

安全な運転を実施させるため、運転業務従事者に乗務を開始させる前に、点呼等により、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないことのおそれの有無について報告を求め、その結果を記録しましょう。

また、乗務開始前 2 4 時間における拘束時間の合計が 1 3 時間を超える場合、睡眠時間の状況を確認しましょう。

走行前の点呼等において、睡眠不足が著しい、体調が不調である等正常な運転が困難な状態と認められる者に対しては、運転業務に就かせないことを含め、必要な措置を講じましょう。

1 週間連続して 1 日あたりの拘束時間が 1 3 時間を超える等による睡眠不足の累積が認められる者に対しては、走行途中に十分な休憩時間を設定するなどの措置を講じましょう。

荷役作業を行わせる場合の措置

荷役作業を毎回実施する場合、発生しやすい。

事前に荷役作業の有無を確認し、荷役作業を運転者に実施させる場合にあっては、運搬物の重量等を確認するとともに、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間の確保、荷役用具・設備の車両への備え付けなどに努めましょう。

交通労働災害防止のための教育の実施

交通労働災害防止の基礎知識等に関する教育

雇入時教育や作業内容変更時教育では、次の事項を含む教育を行いましょ。う。

運転者が遵守すべき事項（交通法規、運転時の注意事項、走行前点検の励行等）
労働災害防止の基礎知識に関する事項

（「改善基準告示」等の遵守、運転日前日の十分な睡眠時間確保、飲酒による運転への影響、睡眠時無呼吸症候群等の適切な治療、体調の維持等の必要性等）

個別運転記録等を活用した教育

日常の教育では、デジタルタコグラフ、ドライブレコーダー等の個別運転記録、交通安全情報等を活用して行いましょ。う。

交通危険予知訓練の継続的な実施

交通労働災害防止に関する意識の高揚等

意識の高揚のための活動の項目が増加すると発生しにくくなる。

ポスターの掲示、表彰制度、交通労働災害防止大会の開催等により、運転者の交通労働災害防止に対する意識の高揚を図りましょ。う。

交通事故情報、デジタルタコグラフやドライブレコーダーの記録、ヒヤリハット事例等に基づき、危険な箇所、注意事項等を示した交通安全情報マップを作成し、配布、掲示等を行いましょ。う。

健康管理

運転者に対し、健康診断を確実に実施するとともに、その結果に基づき、健康状況を総合的に把握したうえで、保健指導等を行いましょ。う。また、所見が認められた運転者に対しては、適切な就業上の措置を講じましょ。う。

長時間にわたる時間外・休日労働を行った運転者に対しては、医師による面接指導を行いましょ。う。

荷主・元請事業者による配慮等

荷主からの要求の受容度が高い場合は発生しやすい。

事情により走行開始の直前に運送する貨物の増量を行う場合は、適正な走行計画が確保され、過積載運行にならないよう運送事業者と協力しましょ。う。

到着時間の遅延が見込まれる場合には、荷主・元請事業者は、安全運行が確保されるよう到着時間の再設定、ルート変更等を行いましょ。う。

実際に荷を運搬する事業者に対して、「改善基準告示」等に違反し安全な走行が確保できない可能性が高い発注を行わないようにしましょ。う。

荷積み・荷卸し作業の遅延により予定時間に出発できない場合、到着時間の再設定を行うなど適正な走行計画を確保するための措置を講じましょ。う。

交通労働災害防止のためのガイドラインの詳細は、厚生労働省ホームページ

（<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/080703-1a.pdf>）でのご確認や、佐賀労働局健康安全課、各労働基準監督署にお問い合わせください。



厚生労働省 佐賀労働局・各労働基準監督署